

特定健康診査について

どんな健診か

国民医療費における「生活習慣病」治療の比率が約3割となっていること、死因別死亡率の6割が、「生活習慣病」に起因するものとなっていることなどから、生活習慣の見直しが重要視されることになりました。

不規則な生活習慣がもたらす、糖尿病、高血圧、高脂血症といった危険因子が積み重なってくると、心疾患や脳血管疾患など重大な病気をもたらす原因となることから、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の早期発見に特化した健診として2008年4月よりスタートしたのが、特定健康診査です。

健診項目（基本項目）

1. 既往症の調査（服薬歴および喫煙習慣の調査含む）
2. 自覚症状および他覚症状の有無検査
3. 身長・体重・腹囲測定
4. BMI（体重（kg）÷（身長（m））²）の測定
5. 血圧測定
6. GOT、GPT、 γ -GTPの検査
7. 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの検査
8. 空腹時血糖およびヘモグロビンA1Cの検査
9. 尿中の糖および蛋白の有無の検査

メタボリックシンドローム判定の基準

【腹囲】男性85cm以上、女性90cm以上

【血圧】収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上

【BMI】男性20～25、女性19～24が正常値。ともに30以上で肥満と判定

【尿検査】尿蛋白、尿糖陽性の有無

【血中脂質】中性脂肪150mg/dl以上、HDLコレステロール40mg/dl未満

【血糖】空腹時血糖100mg/dl以上

自治体・保険者によって、上記検査以外のオプション検査を加えている場合があります。

また、医師の判断により、以下の項目の検査が可能です。（詳細項目）

1. 心電図検査
2. 眼底検査
3. 血液検査（ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン値）赤血球数）

個人負担額

自治体、保険者により異なります。以下は2012年4月現在のものです。

奈良市国保の場合、1,000円（後期高齢者500円）

協会けんぽの場合、おかたに病院受診1,425円、その他診療所受診2,580円（基本項目のみ）

なお、被保険者本人は「生活習慣病予防健診」の対象となりますので、特定健診単独での受診はできません。